

ロシアのウクライナ侵攻を非難する決議

2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を行った。

このことは、国際社会の平和と秩序、安全を脅かし、明らかに国連憲章に違反する行為であり、断じて容認できない。

宍粟市議会は、ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に抗議するとともに、世界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍を即時に完全かつ無条件で撤退させるよう、国際法に基づく誠意を持った対応を強く求める。

また、政府においては、邦人の確実な保護や我が国への影響について万全を尽くしていただきたい。

以上、決議する。

令和4年3月9日
宍粟市議会